別記様式第十四号及び別記様式第十五号を削る。

（日本消防検定協会の業務方法書に記載すべき事項を定める省令の一部改正）

第二条　日本消防検定協会の業務方法書に記載すべき事項を定める省令（昭和三十八年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二号中「個別検定」を「型式適合検定」に改め、第六号中「消防の用に供する機械器具等の鑑定」を「依頼に応じ、消防の用に供する機械器具等に関する評価」に改める。

（日本消防検定協会の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第三条　日本消防検定協会の財務及び会計に関する省令（昭和三十八年自治省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「個別検定」を「型式適合検定」に改め、同条第五号中「消防の用に供する機械器具等の鑑定」を「依頼に応じ、消防の用に供する機械器具等に関する評価」に改める。

（総務省組織規則の一部改正）

第四条　総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三百三十二条第四号及び第三百三十七条第二号中「個別検定」を「型式適合検定」に改める。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の項中「第四条の二の四第三項、第四条の二の八第七項」を「第四条の二の四第三項（第五十一条の十二第二項で準用する場合を含む。）、第四条の二の八第七項（第五十一条の十六第二項で準用する場合を含む。）」に、「並びに第四十四条の十二」を「、第四十四条の十二、第五十一条の八第一項並びに第五十一条の九」に改める。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の項中「第三十四条の二の三」の下に「、第三十四条の七」を加え、「第三十九条第一項」を「第三十九条」に改める。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の項中「第三条第一項、第四条」を「第三条第一項、第三条の二、第四条第一項、第四条の二」に、「並びに第五十一条の九」を「、第五十一条の九、第五十一条の十一の二並びに第五十一条の十一の三」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五条の規定　公布の日

二　第一条中消防法施行規則第一条、第二条の二及び第三条の改正規定、同令第四条を第三条の二とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第四条の二の改正規定、同条を第四条とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第四条の二の四及び第四条の二の六から第四条の二の九までの改正規定、同令第五十一条の八、第五十一条の九及び第五十一条の十一の改正規定、同条を同令第五十一条の十一の二とする改正規定、同令第五十一条の十の次に一条を加える改正規定、同令第五十一条の十一の二の次に一条を加える改正規定並びに同令第五十一条の十二、第五十一条の十四、第五十一条の十五及び第五十一条の十七から第五十一条の十九までの改正規定並びに第七条の規定　平成二十六年四月一日

規　則

○国家公安委員会規則第十三号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の三第一項第三号及び第九項、第三十二条の五第四項、第三十二条の六第一項及び第二項、第三十二条の七、第三十二条の八、第三十二条の九並びに第三十二条の十四の規定に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年十月十九日　　国家公安委員会委員長　小平　忠正

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第五十六号中「第二十六条」を「第二十七条」とする。

第十三条の二第十六号中「第二十六条第一項から第三項まで」を「第二十七条第一項から第三項まで」に改める。

第十四条第一項第四号中「第三十二条の三第二項第八号」を「第三十二条の三第二項第九号」に改める。

第十五条第八号中「第三十二条の三第二項第七号」を「第三十二条の三第二項第八号」に改める。

（暴力追放運動推進センターに関する規則の一部改正）

第二条　暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第五号中「又は暴力団」を「、暴力団」に改め、「助けるための活動」の下に「又は暴力団の事務所（法第十五条第一項に規定する事務所をいう。第六条第一号ニ⑵において同じ。）の使用により付近住民等（法第三十二条の三第二項第六号に規定する付近住民等をいう。第六条第一号ニ⑵において同じ。）の生活の平穏若しくは業務の遂行の平穏が害されることを防止するための活動」を加える。

第四条第三号イ中「いう」の下に「。第十五条の二第一号において同じ」を加える。